

特別牛乳搾取処理業（第 11 回食品の営業規制検討会（1 月 17 日開催）資料 3）

1 範囲

- 特別牛乳搾取処理業とは、牛乳を搾取し、殺菌しないか、又は低温殺菌の方法によって、これを厚生労働省令で定める成分規格を有する牛乳に処理する営業をいう。（現行どおり。）

2 施設基準

	北海道、東京都、福岡県の現行基準の概要		基準素案
特別牛乳搾取処理業	室	牛舎（飼料置場、飼料取扱室を含む。）、別棟の隔離場又は隔離室、搾乳室（牛体洗浄場を含む。）、乳牛運動場、受乳室、乳処理室、充填場所、洗瓶室、試験室、器具取扱場所、ボイラ一室、空瓶置場、ふん尿だめ	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設は、牛体洗浄設備、搾乳室、貯乳設備、処理室、製品保管室、生乳受入時の検査を行うための検査設備及び必要に応じて洗瓶室を設けること。なお、規模に応じて、室を場所とする場合にあっては、作業区分に応じて区画すること。 ● 処理室にあっては、ろ過、殺菌、充填、密栓に必要な設備等を備えること。また、殺菌する場合は、自記温度計備えた殺菌設備を設けること。 ● 処理量に応じた能力がある冷却器、製品を 10℃以下とする性能を有する冷蔵保管設備を設けること。
	設備・機器・器具等	牛房（牛舎）、ろ過機、冷却装置、自動充填機、打栓機、洗瓶設備又は自動洗瓶機（器具取扱室）、乳の検査設備、その他必要な設備、その他必要な機械器具類 ＜殺菌する場合＞ 自記温度計を備えた殺菌器	

食肉製品製造業（第11回食品の営業規制検討会（1月17日開催）資料3）

1 範囲

- 食肉製品製造業とは、ハム、ソーセージ、ベーコンその他これらに類するものを製造する営業とする（現行どおり）。
- 食肉製品製造業で製造が可能な食品の範囲を食肉の含量50%未満のそうざいに拡大する。
- 食肉製品製造のための食肉処理には食肉処理業の許可は求めない。

2 施設基準案

	北海道、東京都、福岡県の現行基準の概要		基準素案
食肉製品製造業	室	製造室、煮沸くん煙室（くん煙場所、湯煮の場所）、処理室、製品保管庫	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設は、原料保管室、前下処理室、調合室、製造室、包装室及び製品保管室を設けること。なお、規模に応じて、室を場所とする場合にあっては、作業区分に応じて区画すること。 ● 製造室にあっては、殺菌、冷却を行う場合は、殺菌、製品の中心部温度測定、冷却に必要な設備等を備えること。また、保存基準が定められた食品を製造する場合にあっては、必要な性能を有する冷蔵又は冷凍設備を設けること。
	設備・機器・器具等	原料又は製品の検査に必要な設備、漬込槽、殺菌槽、殺菌後の冷却設備、くん煙設備、蒸煮設備、煙又は蒸気の排除設備、処理台、細断機、混合かくはん器、その他必要な設備、原料又は製品の検査に必要な器具、必要な機械器具類	

食品の放射線照射業（第11回食品の営業規制検討会（1月17日開催）資料3）

1 範囲

- 食品の放射線照射業とは、食品に放射線照射を行う営業とする（現行どおり）。

2 施設基準案

	北海道、東京都、福岡県の現行基準の概要		基準素案
食品の放射線照射業	室	照射室、制御室、未照射食品倉庫、照射食品倉庫	<ul style="list-style-type: none">● 施設には、専用の照射室を設けること。● 適正な照射線量を正確に調整できるベルトコンベア及び照射設備を設けること。● 照射線量を正確に測定できる化学線量計を備えること。
	設備・機器・器具等	ベルトコンベア、検査設備、照射装置、その他の必要な設備、その他必要な機械器具類、化学線量計	

営業許可業種の見直し案(乳、乳製品、清涼飲料水関係) (第12回食品の営業規制検討会 (1月30日開催) 資料1)

- ① 乳処理業は乳及び乳製品のうち飲料を処理し、又は製造する営業とする。ただし、清涼飲料水の製造に当たって、清涼飲料水製造業の許可を要しない。
- ② 乳製品製造業は乳製品及び乳等を主原料とする食品を製造する営業とする。
- ③ 清涼飲料水製造業は清涼飲料水を製造する営業とする。ただし、乳飲料及び乳酸菌飲料の製造に当たって、乳処理業及び乳製品製造業の許可を要しない。
- ④ 乳酸菌飲料製造業は廃止する。
- ⑤ 特別牛乳搾取処理業(牛乳を搾取し、殺菌しないか、又は低温殺菌の方法によつて、これを厚生労働省令で定める成分規格を有する牛乳に処理する営業をいう。)、集乳業(生牛乳又は生山羊乳を集荷し、これを保存する営業をいう。)、アイスクリーム類製造業(アイスクリーム、アイスシャーベット、アイスキャンデーその他液体食品又はこれに他の食品を混和したものを凍結させた食品を製造する営業)については変更なし。

